

# 平成30年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年7月24日（火）  
開会 午後2時04分 閉会 午後3時39分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄
- 5 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司  
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修  
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優  
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇  
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦  
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春  
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 鈴 木 壮 平  
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美  
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇  
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子  
公 民 館 長 大 橋 一 浩  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘  
教育部副主幹（教育企画課）兼学務係長 大 谷 健  
教育部副主幹（学校運営課）兼保健給食係長 近 藤 均
- 7 傍聴人 31人

平成30年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 平成30年7月24日（火） 午後2時から  
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第26号 西東京市立学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第27号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 第 5 議案第29号 平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について
- 第 6 議案第30号 平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について
- 第 7 議案第31号 平成31年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第 8 議案第32号 西東京市奨学資金支給制度の見直しについて（諮問）
- 第 9 報 告 事 項 (1) 平成30年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）  
(2) 田無小学校・田無第三中学校の親子給食の見直しに係る田無第三中学校の親校について
- 第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第7回定例会  
(7月24日)

午後 2 時 04 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の傍聴につきましては、教育委員会の会議を傍聴する者の定員は、西東京市教育委員会傍聴規則第2条により10人と定められておりますが、本日は傍聴希望の方が大勢いらしているようですので、同条によりこれを変更し、会場の収容の許す限り傍聴を認めました。

---

○木村教育長 本日の議事日程について、審議の都合上、日程第1 会議録署名委員の指名に続いて、日程第5 議案第29号 平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、日程第6 議案第30号 平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、日程第7 議案第31号 平成31年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を審議したいと思います。

---

○木村教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 日程第5 議案第29号 平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

本日は、関係職員ということで、教科用図書採択資料作成委員会委員である学校長にも御出席いただいております。質問にお答えいただく場合がありますので、よろしくお願いたします。提案理由の説明を求めます。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、議案第29号 平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案書を御覧ください。

今回、採択候補となっている教科用図書の概要について説明申し上げます。

このたび採択いただく中学校教科用図書は、平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、これまでの道徳が特別な教科である道徳として新たに位置づけられるとともに、中学校学習指導要領等が一部改正されたことを受けて行われるもので、来年度、平成31年度から平成32年度までの2年間、市立中学校において使用されるものでございます。文部科学省が平成30年4月に発行した平成31年度使用中学校用教科書目録に示されている種目、道徳の8種類、30点の教科用図書について御審議いただき、1発行者を採択していただくこととなります。

次に、調査事務及び教科書展示会について報告申し上げます。

教科用図書の調査・研究につきましては、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づいて行われました。5月25日に第1回採択資料作成委員会を開催し、平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の調査・研究について、諮問いたしました。中学校の教科用図書の調査・研究につきましては、見本本が届いている全ての教科書について、学習指導要領の目標等を踏まえて、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜などの観点について調査・研究を行っていたこと、そして、各教科書の優れている点や生徒の実態等を考慮した点について調査・研究することをあわせてお願いするとともに、その結果を調査・研究資料として作成するよう諮問したところです。

なお、採択資料作成委員会は、校長3名に、公正・中立を確保し、開かれた教科書採択を行っていくために、保護者の方1名、市民の方1名を加えた5名で構成いたしました。

次に、6月11日及び6月19日に教科用図書調査部会を開催し、各校の校長から推薦された主任教諭、教諭が部員となり、各教科書についての調査・研究を各中学校が作成した教科用図書調査資料も参照しながら進めていただきました。

また、開かれた教科書採択を行っていくために、6月2日から6月28日までの期間、図書館等市内4会場において見本本を展示する教科書展示会を開催いたしました。会場にはアンケート箱を設置し、各教科書の見本本に対する意見や感想について、市民や保護者の方々の意見を直接いただきました。なお、52名の方から御意見等をいただいたところです。

続いて、7月2日に第2回目の採択資料作成委員会を開催し、教科用図書調査部会からの調査・研究の報告をいただき、調査・研究資料について協議を行うとともに、教科書展示会で寄せられた市民の方々からの御意見も踏まえ、調査・研究報告書を作成していただきました。なお、報告書につきましては、7月6日に採択資料作成委員会委員長から教育長に答申として御提出いただきました。

次に、教科書の採択についてであります。西東京市立学校で使用する教科用図書を採択する権限につきましては、西東京市教育委員会にあることから、採択資料作成委員会からの報告書や市民の皆様からいただきました御意見等を踏まえていただき、教育委員の皆様にご審議いただきますようお願い申し上げます。この審議の結果を受けまして、平成31年度から2年間使用する西東京市立中学校の道徳科の教科用図書の決定をお願いしたいと思っております。

それでは、道徳の教科用図書について説明いたします。一覧を御覧ください。

道徳の教科用図書の発行者は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書の8社でございます。

なお、中学校においては、来年度から「特別の教科 道徳」として位置づけられるため、今回初めての教科書採択となります。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

平成31年度使用教科用図書につきましては、教育委員の方々には御自宅で時間をかけまして調査・研究を行っていただきました。各委員におかれましては、是非とも慎重な審議をお願いしたいと存じます。

- 森本教育長職務代理者 まず最初にお伺いしたいんですけれども、中学校の道徳において、今回でも別冊のノートみたいなものがついている教科書とそういうものがない教科書がありますけれども、ノートがついていることの意義みたいなものが中学生にとってあるのか、それとも一定時間内でのノートをこなすことは困難だというような解釈になるのか、そのあたりのことについて中学校としてどう考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。
- 古家青嵐中学校長 別冊のノートがついているのは2社ありますけれども、確かにノートがあったほうが進める上では非常にやりやすい面もありますが、逆に、考え方が固定化されていくといいますか、そういった面もありますので、いい点もあるし、悪い点もあるのかなというふうには考えております。
- 米森委員 8社の教科書を出していただきまして、大体これまで行ってきた題材が、主に総じて皆さんそういう題材をおとりになって載せていられるのかなという思いはいたしております。ただ、中でも何社かはそれぞれ工夫されて、いろいろな生徒の作文を持ってきたり、外部の方の文章を持ってきたり、あるいは、光村さんですと、新聞が出てきたり、あと文学が出てきたり、いろいろなジャンルから持ってきている構成があるような気もいたしておりますけれども、小学校から中学校になって、やはりその発達段階というのがありますし、議論して、考えて、多面的・多角的にとか言われていますけれども、そういう独立した中学生、そういった考える中学生を作るという意味では、いろいろなジャンルから引っ張ってきて、それぞれ違う意見も載せてあるようでしたし、すごくためになるような教材になっている、構成されているかなという思いもしますけれども、ただ、それがそのまま、現状で生徒の中にそのまま使えて消化不良を起こさないかなという気もありますけれども、そういう構成とか使い勝手とかを考えたとき、教育現場ではどんな受けとめ方をされているのか、教えていただければ。
- 古家青嵐中学校長 委員御指摘のとおり、どの会社も様々なジャンルから題材が選定されているというふうに思っております。今回の道徳を進めるに当たって「考え、議論する道徳」ということがありますけれども、さらに、いろいろ考えて生徒たちに道徳的な価値を捉えさせるというような面からすると、いろいろなジャンルがあったほうがいいのかというように考えております。
- 米森委員 いじめの問題とか、それから生命の尊厳とか、いわゆる大きなテーマ、それから今日的な課題と思われる情報モラルとか情報リテラシーとか、そういった問題について、どの社もそれぞれ取り上げておられると思うんですよね。ある社はユニットで結構丁寧にされているところもあるやに見受けられますけれども、そういった問題に生徒と一緒に向き合うときに使いやすい教科書がやはり必要かと思うんですけれども、こういったところを中心に見ておられますですか。
- 古家青嵐中学校長 委員がおっしゃるような、いじめですとか、それから情報モラルですとか、生命の尊重、こういった内容につきまして、どの社も扱われております。その中で、特に情報モラルですとか生命尊重ということで考えますと、きちんと一つのユニットとして、まとまりとして扱われているというような会社もございまして、そういったところなどは非常に扱いやすいかなというふうにも思っております。

○高橋委員 道徳が教科化された以降の授業というのは、これまでの道徳の授業と違って——これまでの道徳授業というのは、読み物資料の心情理解に終始する読み物道徳であったりとか、あと、生徒には望ましいと思われること、決まりきったことを言わせたり書かせたりする、押しつけに近いような道徳だった部分が授業にあったんじゃないかなと思っているんですね。それを教科化することによって、生徒が自分との関わりの中で自分自身を見つめて主体的に考える、自分で考える、そして議論していく授業にしていく。そのためには、生徒が本当に主体的にやる気になって取り組まなければならないと思うんですね、授業に。そうすると、これを実現するのは本当に先生方の授業力というか、教材研究もそうですし、そこが非常に重要になってくると思いますので、まずは、先生方が、当たり前ですけれども、やる気になってくださるような教科書じゃなければ、子どもをやる気にさせることはできないのではないかなと思うんですけれども、そういった考え方の方向でよろしいでしょうか。

○古家青嵐中学校長 委員おっしゃるとおりだと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。

○後藤委員 先ほどの質問とちょっと似ているかもしれませんが、教科、道徳につきまして、教科書を用いて中学校でどのような道徳の授業が想定されるか、まず最初に教えていただいでよろしいでしょうか。

○古家青嵐中学校長 今までの大きな流れというのは変わらない部分もあるかもしれませんが、先ほどから出ておりますが、「考え、議論する道徳」というようなことがありますので、そういったことについては、例えばですけれども、一つの題材を2時間扱いでやっていく中でより深く考えるとか、あるいは自分のまとめた考えをしっかりと発言するというような展開が考えられるのかなというふうに思っております。

○後藤委員 ありがとうございます。

私も同様に考えまして、今回の8社の教科書につきましては、大きく三つの視点から中身を見てきました。一つは内容でして、これは子どもたちが主体的に、しかも、自ら考え、あるいは何かしらのヒントをつかめる内容であること。なおかつ、その内容がやはり生命、社会規範、いわゆる当然これから社会に出ていく中で子どもたちがまさに参考になる内容であること。それを内容としてしっかり押さえないかなと思って見てきました。あと、二つ目が見やすさ。それから、三つ目が扱いやすさ。

以上の三つなんですが、見やすさにつきましては、先生方が使いやすい、見やすいのはもちろんなんですが、子どもたちにとってどうなのかと。子どもの視点ですね。そうすると、私は、子どもが活用しやすいとなると、一つは、写真や絵がいかにかわりやすく入っているか。ただ羅列的に入っているのではなくて、読んでいる流れの中でそれが視覚の資料としてきちんと入っているかどうか。読みながら、あ、それはこの絵のことを言っているのか。そしてまた、読みながら、あ、それはここの図を一つのヒントにして考えるのかというようなところを幾つか確認していきました。

それから、扱いやすさは、私は道徳——後ほど御意見いただければありがたいんですが、道徳は、頭で理解するだけではないと思っています。最終的には、自らの行動なり、態度なり、道徳的実践力とも言われていますが、そういったものが身について初めて道徳というの

はうまくいくと思っていますので、そうすると、子どもたちが学んだことを日々の生活や何かで行動で表し、あるいは、できた、できないもあるかと思えます。できなければ、またそこで振り返るといふことで、道徳の教科書といふのは、非常に活用の範囲が広いかと思っています。もっといへば、子ども自身が主体的に活用できるような教科書であつてもいいんじゃないかといふような観点で私は見ていったんですが、今のよふな観点の考え方が学校現場と合っているかどうかといふのを確認させてもらいたいなと思っています。

- 古家青嵐中学校長 内容であれば、やはり教材の質ですとか、それから具体的な内容ですね、そういったことも大切でありますし、また、見やすさ、これは写真だとか絵がきちんと配列されているかどうか、見やすいかどうかと、そういったことも非常に重要な要素だと思っております。また、扱いやすさといふ点では、教員が実際にやるわけですので、教員が扱うに当たって、題材とあわせた扱い、そういうものが本当に扱いやすいかと。そして、委員おっしゃるとおり、道徳的実践力をいかに身につけさせることができるかといふよふな、先ほどもありましたが、考え、議論していく中で、それをより深く子どもたちに定着させていくことができることは非常に大事なことだと思っております。
- 山田委員 私自身、道徳といふのをどう捉えていいかよくわかっていないところがたくさんあるんですけども、結局は人それぞれの価値観を養っていくことなのかなといふよふな気がします。価値観といふのは、それぞれに重みが違ふ、すなわちプライオリティーが個人によつて違ふんじゃないかといふふうにするんですが、この教科書を見せていただくと、大体基本的に似たよふなものがストーリーとして載ついているし、あと網羅的で非常に広い範囲のことがたくさん載ついていると。それを3年間、各授業として行っていくときに、本当に個々のプライオリティー、あるいは価値観といふものを養っていくよふな深い議論ができるよふな体制があるのかどうかといふことが若干疑問なんです。そうした場合に、先生方の裁量で——これは基本になるもので、ミニマムのものが出ているんだろうけれども、その中から、例えばこれが最も大事ではないか、あるいはここにもっと重点を置くべきではないかといふよふな視点で、独自の教材等を付加する等の工夫によつて議論を深めていく。例えば、物によつては、教科書に載ついてもほんのちょっとしかさわらないよ、けれど、私の学校、あるいは西東京市ではこういうことをやっていくんだと、そういうよふな方向性といふのもあるんでしょうか。
- 古家青嵐中学校長 委員おっしゃるとおり、深めなければいけないことといふのも非常に多くあるかといふふうにする。基本的に22項目ありまして、それを計画的にきちんとやっていくといふのが学習指導要領にも定められておりまして、そういった観点から、どうしても題材的にどこの会社も同じよふなものになっていくといふところはもしかしたらあるのかもかもしれませんが、しっかりとそういったことを押さえていくことが道徳的な実践力を高めていくことにもつながっていくんだろうといふふうにする。思っております。
- 山田委員 ありがとうございます。
- 森本教育長職務代理者 教科書として、例えば並べ方であるとかは、4月から入学して、1年生であれば入学した当初にふさわしいものから順番にいつているほうがいいのか、それとも、その都度都度子どもたちが直面している問題を取り上げて教科書として使っていくとい

うようなほうがいいのか、その辺については、どういう活用をしていくというのがあったりとか、教科書に望むことがあったりというのはありますでしょうか。

- 古家青嵐中学校長 基本的に、道德のほうは、年間の計画を事前に、前年度に立てて行います。ですので、しっかりとそういった計画性を持って、最終的には子どもたちのそういった道徳的な心情もしっかりと育てられるようにということで計画を立てておりますので、それに従って進めていくのが一般的かなと思っております。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。各委員、各教科書を検討されたと思いますが、今、古家委員のほうから学校現場からの御意見がいろいろありましたけれども、それを踏まえて各委員のお考えをお聞かせいただければ大変ありがたいです。

- 森本教育長職務代理者 私自身が全て教科書を読ませていただいた中で、先ほど申し上げたように、いわゆる昔からの語り継がれているとか定番的な題材ももちろん大事なんだろうなというものもあるんですけども、やはりそこに新しいものを入れていくとか、子どもたちが興味を持てるようなことがたくさんあるといいのかなというふうに考えています。

そういったところの視点でいったときに、教材としてこういう教材があったらいいなという意味では、いろいろなことを取り上げていっちゃるという意味では、光村図書さんとか、題材としては、さっきもおっしゃっていた新聞ですとか、そういう資料とかも使ったりというところは、とても好ましいなと思いました。

あと、東京書籍さんなんかですと、割と生徒の作文というのを題材に使われていることも多くて、そういう意味では、子どもたちにとっては、その部分としては、自分に近いところで、近いものとして考えられることができるのかなという意味で、題材としてこの2社が私はいいかかなと思ったんですけども。

- 米森委員 先ほど申しあげましたように、各社の中で、取り上げる題材の豊富さとか、あとそれをきちんと構成して子どもたちが考えてくれるような、そのような構成になっているような教科書というのが望ましいかなという気がしております、一つは、先ほど森本さんもおっしゃいましたが、光村図書あたりは、そういうところをかなり配慮した部分もあるかなと思うんですが、一方で、あまり中身に凝り過ぎて、現場でどう使っていくかというのも大事だと思いますし、子どもたちが消化不良といいますか、なかなか理解できないままで終わるというのはいかがかなという気はいたします。

そういう意味では、一番子どもたちの琴線に触れるような、今日的な課題といいますか、命の問題とか、今一番問題の情報関係とか、そういったところを丁寧に教えられているような教科書という意味で、ある意味では題材もいろいろ取り上げているということもありますけれども、現場とかを考えると、東京書籍さんというのも一つの案になるのかなという気はいたしております。

そういう意味で、一番大事な点というのは、教科書自体もありますけれども、現場でそれを先生と子どもたちで生かして使えるという部分が非常に大切な部分かと思っておりますので、現場の方などの意見を尊重して、例えば東京書籍さんが今回採択されて使われるようになったらいいなというふうには思っております。

○高橋委員 私は、特に東京書籍さんの教科書ですね。

子どもたちがまず新しい教科書を開くときに、子どもによっては、どんなことが書いてあるのかなとか、どんなことを勉強するのかなと、期待を持ってワクワクしている子もいると思うんですね。

そのときに、どの教科書も冒頭のページに工夫がとても見られて、工夫されているなと思ったんですけども、この東京書籍さんの冒頭2ページの見開きのところですね、これ。これは、3学年ともとても奥行きのある、広々とした景色の写真、これに引き込まれて、詩を読んでしまって、そして、この見開きを扉のように開くと新しい道徳の授業の世界に入っていける。そして、すぐに生徒にとって身近であろうケースが読みやすく提示されている。そして、無理なく道徳の授業という世界に入っていけるように構成を仕掛けてくださっているのかなと、勝手に解釈したんですけども、そういうところが生徒の目線に立ってくださっているのかなと感じました。

内容についても、いじめのない世界へと、いのちについて考える、この二つのテーマについて、目次の部分でも色分けされていて、3年間明確に取り上げてくださっています。いずれも1と2の題材に分けてくださっていて、丁寧に、多面的にアプローチできるように配慮されていると思います。特に本市はいじめ防止に力を入れている部分なので、本市の実情に適しているのではないかなと思いましたし、このいじめの取り上げ方も、文章だけでももちろん説明するわけではなくて、漫画などを使っていろいろな形で取り組みやすくしていて、とてもお説教くさくないという感じですかね。子どもたちが我が事として受けとめられるような工夫がされているかなと思いました。

○後藤委員 私も先ほど申し上げた視点でちゃんと見させていただきました。その中で、東京書籍さんと光村図書さんの二つに私は絞りました、光村図書さんは、内容的には本当に深く考える題材をうまく入れてあるなというふうなことで感心をさせていただきました。そして、東京書籍のほうは、私の特に三つの視点の中の二つですね、見やすさと扱いやすさ、つまり子どもたちにとって使いやすくて、子どもが振り返るときにやりやすいのではないかというふうに思って、私は東京書籍が一番いいというふうに思いました。

教科書は、どちらかというと、いつも先生方が活用されて、子どもはそれを参考にしてという。東京書籍さんのこの教科書は、子どもが様々な部分でいろいろ書き込めて、自分が何か日常生活で振り返るとき、あるいは、先生方が、ちょっと昨日の行動をみんなで振り返ってみようと、道徳のこの時間のこのところを開いてごらん、自分がどういうことを書いていたか、気づきはどんなことがあったかと、あるいはみんなでどんなところをポイントにしたかというところの扱いやすさが私は東京書籍が一番だと思ひまして、東京書籍さんが一番いいというふうに考えています。

○山田委員 私は、先ほどちょっと述べましたように、何にプライオリティーを置くかということなんですけれども、自分自身のキャリアからいくと、生命尊重と、持続可能社会の構築、それから異文化に対する許容とか、そういったようなところがやはり今後重要になっていくんじゃないかなと自分自身で思うので、そういう観点で見ると、先ほどから出ています光村図書ですか、この教科書が非常にそういう点では一線を画して優れているかなというふう

な印象は受けました。

一方、東京書籍さんもなかなか、先ほど来評価されているような点で、それについては私も同感なんですけれども、1点、市民の皆様 의견の中で心配されている、要するに自己評価をする部分ですか、点数をつけて、それが東京書籍の最後のところに載っている。ただ、それもよく見てみると、四つ分野ぐらいで質問しているので、その使い方でいかようにでもできるのではないかなという印象を受けました。

そういうわけで、個人的には私は光村図書がいいかなとは思っているんですけども、どちらか甲乙つけがたいというところで、こういう積極的でない発言というのはあまり好ましくないのかもわからないですけども、どちらが選ばれても、現場の先生方がもし使いやすいというものがあるのであれば、どちらか甲乙つけがたいのではないかとこのように考えています。

以上です。

○木村教育長 ほかに討論はございますか。——討論を終結します。

それでは、これまでの御質疑、御意見から、東京書籍を採択案とすることによりよろしいかなと私は今感じておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 これより議案第29号 平成31年度使用西東京市立中学校教科用図書の採択について、を採決します。東京書籍を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は採択案のとおり決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第6 議案第30号 平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○福田教育部主幹兼統括指導主事 それでは、議案第30号 平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

本議案に係りましては、本年5月18日に開催された教育委員会第5回定例会におきまして、平成30年度に採択された教科用図書の使用期間は平成31年度のみ1年間だけであること、平成29年度の教科用図書検定において新たな教科用図書の検定申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から再度採択を行うことになるなどの状況を勘案し、平成30年度の教科用図書採択については、平成26年度に教科用図書採択資料作成委員会が作成した報告書を活用して、西東京市教育委員会において採択することについて御決定をいただいたところです。

このたび採択していただく教科用図書でございますが、平成31年度のみ1年間、市立小学校において使用されるものでございます。文部科学省が平成30年4月に発行した平成31年度使用小学校用教科書目録に示されているもののうち、道徳科を除く9教科、11種目、48種

類、253点の教科用図書のうち、平成26年度に西東京市に見本本が送られ、教科用図書採択資料作成委員会が調査・研究し、報告書にまとめた46種類、247点につきまして御審議いただき、各種目1種類、つまり1発行者を御採択いただくことになります。

なお、議案書に示してある一覧のうち、現在使用しているものにつきましては、※印をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本教育長職務代理者 今回は、採択しても使われるのは1年ということで、教科書自体も今までと、教科書会社さん、真新しい教科書を作っているわけではないというふうにお伺いしておりますが、現行使われている教科書で、小学校の先生方とかから何か替えてほしいですか、ちょっと困っているというようなお話は上がってきてはいるのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 今年度の教科用図書の採択事務に係りまして、校長会等と意見交換や連絡調整をしましてまいりましたが、その中でも替えてほしいとか、そういった要望は出ておりませんでしたので、前回、使い勝手のいいものを採択していただいたと捉えております。
- 森本教育長職務代理者 それであるならば、今、このたった1年のために替えるというのは、先生方にとっても混乱を招くだけであると思っておりますので、来年度、また新しい指導要領ができたときの教科書採択は改めてちゃんとすることにして、今回は引き続き継続でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。
- 米森委員 小学校の教科書につきましては、今、森本委員もおっしゃったように、あと1年間の使用だということと、今、不都合なく使えているという、現場で何事もない使われ方なじんでいるということもありますし、新しい指導要領に基づいたそちらのほうが今後あると思っておりますので、このまま1年間継続使用ということで、私も同じ意見でございます。
- 後藤委員 私も、来年度の採択が控えているということですので、差し障りが何もないということですので、そのままの教科書を使っていただくという意見でございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

それでは、これまでの御質疑、御意見から、平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書につきましては、採択替えを行わず、現在使用しているものと同一のものを採択案とすることによろしいかと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木村教育長 これより議案第30号 平成31年度使用西東京市立小学校教科用図書の採択について、を採決します。

それでは、平成26年西東京市教育委員会第7回定例会で採択され、現在、市立小学校で使用している教科用図書を確認いたします。国語は光村図書出版、書写は日本文教出版、社会は教育出版、地図は帝国書院、算数は東京書籍、理科は教育出版、生活は東京書籍、音楽は教育出版、図画工作は日本文教出版、家庭は東京書籍、保健は学研教育みらいです。これらの教科用図書を採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は採択案のとおり決定いたしました。

○木村教育長 日程第7 議案第31号 平成31年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○宮本統括指導主事 それでは、私から、議案第31号 平成31年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。

なお、特別支援学級教科用図書につきましては、毎年採択することになっております。

本議案は、平成31年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたします小学校及び中学校の教科用図書を採択するものでございます。

この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の使用する教科用図書の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっております。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それでは、まず、採択の流れについて説明させていただきます。

はじめに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で平成31年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成して、教育長に提出いたしました。次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別の調査資料について調査・研究を行いました。

教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長等7名と、各校長から推薦された教諭等7名の計14名で構成されております。委員会での調査項目につきましては、内容・構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小学校及び中学校ごとだけでなく、小・中学校間でも検討し、報告書を作成して、教育長に提出いたしました。

続きまして、教科用図書一覧の記載内容について、例を挙げて説明いたします。

恐れ入りますが、2ページ、中原小学校（知的障害学級）を御覧ください。

算数の第2学年から第6学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための『さんすう』1」から「『さんすう』5」までは、特別支援学校に合わせた内容の図書であり、指導の一貫性を踏まえて選定しております。

続きまして、3ページの東小学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語の第5学年は、東京書籍の「こくご☆☆☆」と記載されております。この星印は、文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校用のものでございます。特別支援学級では、この文部科学省著作教科書に加え、小学校教科用図書や一般の図書からも選定するこ

とが可能となっております。

続きまして、昨年度との主な変更点について説明いたします。

1 ページの田無小学校（知的障害学級）、2 ページの中原小学校（知的障害学級）、3 ページの東小学校（知的障害学級）及び4 ページの柳沢小学校（知的障害学級）におきましては、昨年度からの変更はございません。

続きまして、5 ページの田無第一中学校（知的障害学級）を御覧ください。

国語では、第3 学年で、小学館の「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶこくごの図鑑」といたしました。これは、日常生活で使用する言語表現を中心に具体的な表現例を絵とともに示しており、生徒の理解を深めることができます。

次ページを御覧ください。

数学では、第3 学年で、福音館書店の「はじめてであう すうがくの絵本1」としました。これは、数学の基礎的な内容を生徒が見て楽しめるようなイラストと短い文で説明しているためです。

音楽では、第1 学年で、教育芸術社、「中学生の音楽1」、第2・第3 学年では、教育芸術社、「中学生の音楽2・3（上・下）」としました。音楽表現の創意工夫、技能、鑑賞の能力等の各項目が系統的に学べるからです。

職業・家庭では、第2 学年で、中央法規出版の「『働く』の教科書 15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう」としました。これは、絵や写真を多用しており、仕事内容や職場の様子がわかりやすく、生徒の興味・関心を引きやすいからです。

続きまして、保谷中学校（知的障害学級）を御覧ください。

書写では、第2 学年で、東京書籍、「新編 新しい書写」としました。日本の筆記具や紙の発達の歴史、文学の変化等が多くの写真や図を用いて説明されており、書写への興味・関心を高める構成となっております。また、はがきや手紙、荷物の送付伝票の書き方などの例も記載されており、日常生活に即した学習に活用しやすいからです。

続きまして、7 ページ、青嵐中学校（知的障害学級）を御覧ください。

書写では、第1・第2 学年で、東京書籍、「新編 新しい書写1・2・3 年」としました。筆記具の持ち方、文字の成り立ちから書き方まで丁寧に解説されており、手紙や新聞の書き方なども掲載されていて、生活に役立つ内容であるからです。

社会では、第1 学年で、帝国書院、「中学校社会科地図」としました。日本と世界の国々、統計資料が豊富に掲載されており、地理学習に最適であるからです。

続きまして、「特別の教科 道徳」について説明いたします。

「特別の教科 道徳」について調査・研究を行った結果、学年や発達に応じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育むことができることから、先ほど採択された、小学校、中学校ともに通常の学級で使用する教科用図書を選定しております。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

小学校は8 ページ、中学校は9 ページに一覧をお示ししております。これらは全て市内小・中学校の通常の学級で使用する教科用図書として採択されているものとなります。自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が人間関係や集団参加など社会性を学ん

でおります。各教科の授業につきましては、通常の学級と同様の内容を実施していることから、使用する教科用図書も通常の学級と同様のものとなります。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第31号 平成31年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

それでは、これより暫時休憩いたします。

午後 2 時 57 分 休憩

午後 3 時 01 分 再開

○木村教育長 それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

---

○木村教育長 日程第2 議案第26号 西東京市立学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第26号 西東京市立学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

本議案は、学校選択制度で、抽せんによる待機者の登録期間を延長することで、可能な範囲でより多くの希望に沿うため、提出させていただくものでございます。

それでは、主な改正点について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめぐりいただきまして、西東京市立学校の学校選択に関する規則新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表でございますけれども、第1条では、2行目から3行目、「第3条ただし書」となっていた箇所を、西東京市立学校の通学区域に関する規則の表記と整合性を図るために、このたびの改正に合わせて「第3条第1項ただし書」とするものでございます。

また、第6条第4項は、今回の主たる改正点でございます抽せんにより学校選択待機者として登録された方の登録期間につきまして、「1月20日」から「2月末日」に変更させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 ここで期間を延長したことによる効果といいますか、例えば受入枠が拡大できるとか、それから希望が通るようになるとか、そういったものはどういった面なんでしょうか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 特に、私立学校を希望される方につきましては、2月の月上旬に試験があり、2月の半ば以降その結果がわかるということになっております。そういたしますと、その結果がわかるまで、例えば今まで1月20日だといいますと、私立に決まったとしても、その方々の空いた部分を埋めることができないということがございますので、

今回、2月末までにすることにより受入枠の拡大が図れるということがメリットとしてあると考えているところでございます。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第26号 西東京市立学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第27号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 では、私のほうから、議案第27号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）につきまして説明いたします。

まず、本条例は、学校教育法及び社会教育法の規定に基づきまして、社会教育その他公共のために市立学校の施設を使用することについて規定したものとなっております。

下のほうの提案理由にもありますとおり、今年度、保谷中学校の校庭に夜間照明設備が設置されることに伴いまして、対象施設を追加するに当たりまして、西東京市立学校施設使用条例の一部改正について市長に申出をするためということで、こちらに議案として提出をさせていただきます。

使用料につきましてですが、5月に使用料等審議会に諮問をし、学校施設の使用料について答申をいただいたことにつきまして、前回の教育委員会で報告をいたしましたけれども、その答申に基づきまして、新設となります保谷中学校の校庭、テニスコート、そしてそれぞれの施設の夜間照明料について、別表2のほうに加えていくといった一部改正を行うものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、資料のほうを御覧いただきたいのですが、新旧対照表の右が現行、左が改正案となっております。現行のけやき小学校、青嵐中学校、そして保谷中学校の体育館、多目的室につきましては、建替え等により地域に開放することを前提とした整備を行った学校の施設をこれまで定めていたものなんですけれども、こちらに同じような趣旨で整備をされました校庭とテニスコートの夜間照明を使うことについて追加をするといった改正となっております。

なお、施行日が平成31年3月1日となっております。4月1日以降の学校施設使用の使用料から適用させていくということとなっております。

説明は以上です。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第27号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷社会教育課長 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について説明申し上げます。

西東京市文化財保護審議会委員につきましては、平成29年第5回定例会におきまして、任期満了に伴う委員改選の御審議をいただき、御決定を賜ったところでございます。

現委員の任期は、西東京市文化財保護審議会条例の規定により2年間となっており、平成29年7月1日から平成31年6月30日までとしているところでございますが、このたび、委員1名から辞職の申し出があったことから、当該委員の解嘱及び後任となる委員の委嘱を行う必要があるため、規定に基づき提案するものでございます。

なお、後任となる委員の分野につきましては、現委員と同様としているところでございまして、また、後任委員の任期につきましては、同条例第5条の規定によりまして「欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」とされておりますので、現在の委員と同様に平成31年6月30日までとするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第8 議案第32号 西東京市奨学資金支給制度の見直しについて、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第32号 西東京市奨学資金支給制度の見直しについて説明申し上げます。

本議案は、国、東京都における奨学金等の動向を踏まえ、本市の奨学資金支給制度の今後の取扱について、奨学生選考委員会に諮問するものでございます。

別紙、西東京市奨学資金支給制度の見直しについて、諮問案を御覧ください。

諮問事項でございますが、奨学資金支給制度の今後の取扱について諮問するものでございます。

諮問の理由等でございますが、一つ目といたしまして、国や東京都における昨今の高等学校の就学支援金、これは公立・私立高校の授業料の無償化でございます。ですとか、奨学給付金、これは授業料以外の教育費の支援です。等が本市の奨学金支給制度より充実した内容となっていること。二つ目といたしまして、平成22年度から公立高校の授業料無償化が開始

されたことから、国、東京都の動向を注視しながら休止としておりましたが、国や東京都の支援制度が引き続き安定的に運用されていること。三つ目といたしまして、これら上記1、2の状況に鑑み、本制度は一定の役割を終えたと整理できることから、今後の取扱いについて検討する必要があること。

以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森委員 今の奨学資金支給制度の現状ですか、そこを教えてくださいませんか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 西東京市におきましては、平成18年度から大学生に対しまず奨学金の支給を廃止しております。そして、平成22年度からは高校生への支給を休止しているといったことがございまして、現在は、この制度に基づく奨学金の給付は行っていないという、現状でございます。

○米森委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○森本教育長職務代理者 私もこの奨学資金の委員をやっているわけですが、毎年ここ何年かずっと休止、休止で来ているのが現状です。だから、基金自体、確かにこの奨学金制度としての役割は今もうないのかなというふうに皆さんほかの委員の方も思っているところではあります。基金としてある程度まとまったものはあるわけで、それを何とか有効活用できるような道を皆様方で何か御意見があれば考えていただきたいなというふうに思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○高橋委員 そうしますと、この基金の部分というのは、これから使い道はまだ考える余地があるということをおっしゃっていただいたんですね。放課後子供教室とか、そういったところに回すことも可能なんですか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 上程し、もしも廃止ということが決まった段階では、この基金の取扱いに関し、現時点で1億円ほどございますので、どのように活用していくかということが非常に大きな課題になってまいります。これにつきましては、教育委員会だけではなくて、全庁的な話し合いの中で決めてまいりたいと思っております。今後の課題ということになります。

以上でございます。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

○森本教育長職務代理者 せっかく今まで教育に使われてきた基金でありますので、なるだけ教育に関わる場所で使っていただけるように皆様方からもいろいろな意見を出していただけるとありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いします。

○木村教育長 教育のために使えるお金ということで、市長部局と調整しながら進めていただきたいという御意見ということで承りました。

ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第32号 西東京市奨学資金支給制度の見直しについて、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第9 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 平成30年西東京市議会第2回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。

○渡部教育部長兼教育部特命担当部長 平成30年西東京市議会第2回定例会に関しまして報告をさせていただきます。

平成30年市議会第2回定例会は6月1日から6月15日まで開催されました。

はじめに、条例等の付議案件につきましては、西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例が可決されました。また、西東京市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてが同意をされました。

請願・陳情関係につきましては、今回、教育関係はございませんでした。

一般質問は、6月4日から6月7日までの4日間行われました。教育関係では、6会派17名の議員から質問がございました。主な内容でございます。今回の定例会では、小中一貫教育について、部活動について、また(仮称)子ども条例に関する取組について、中学校の通学区の見直しについてなどの質問をいただいております。詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 次に、(2) 田無小学校・田無第三中学校の親子給食の見直しに係る田無第三中学校の親校について、説明をお願いいたします。

○等々力教育部副参与兼学校運営課長 それでは、私から報告申し上げます。

田無第三中学校は、田無小学校を調理校として親子給食を実施しております。田無小学校の児童推計から、平成36年、37年度をピークに児童数と学級数の増が見込まれておりますが、現況においても田無小学校の配食能力を最大限駆使している状況のため、中学校給食の調理校としての限界を超えるということが予想されております。このようなことから、田無小学校と田無第三中学校の親子給食の見直しを行ったというものでございます。

結果といたしましては、平成34年度から、谷戸小学校を田無第三中学校の親校として、住吉小学校を田無第二中学校の親校とするといったものでございます。

1枚おめくりください。具体的な検討内容について、資料に沿って説明申し上げます。

資料には記載がございませんが、平成33年の9月に新校舎に移転するひばりが丘中学校は自校式給食となります。現ひばりが丘中学校の給食調理の親校である住吉小学校につきましては、親子給食の設備を残したまま単独調理校になるということでございます。

教育委員会では、学校給食運営審議会での審議を経て、現行の親子給食調理設備を最大限活用した田無第三中学校の給食調理校の選定を行いました。

その結果、田無第三中学校の親校を住吉小学校とするという1案と、それから、田無第三中学校の親校を谷戸小学校として、田無第二中学校の親校を住吉小とするという第2案の、2案をもって検討を行うということになったものでございます。

それでは、資料を御覧ください。

資料の1、田無第二中学校・ひばりが丘中学校の学区域の見直しについてでございます。こちら、平成33年4月からは表のとおりに学区域が変更となるものでございます。見直し後は、田無第二中学校には住吉小学校の児童がおおむね50%進学するものと推計されております。

次に、中学校給食配送委託料についてでございます。現行と二つの案の比較では、配送料の差額はほとんどございません。どちらを選択しても委託料としては問題がないという結果となりました。

次に、配送にかかる時間についてでございます。こちらは、親子給食を開始する際の方針として、配送時間はおおむね10分以内としております。往路、復路とも職員が実測をしております。住吉小と三中は10分を超える結果となりましたが、住吉小と二中、谷戸小と三中は往復ともに10分程度で運ぶことができると、そういった結果になったということでございます。

資料の裏面を御覧ください。

4の新通学区域による想定児童生徒数についてでございます。これは、給食調理食数の観点から、現状と、それから6年後の児童推計値を比較したものでございます。本表からは、住吉小・三中の調理数は約600食でございます。現在の住吉小・ひばりが丘中学校の調理数が約900食でございますので、それよりも少ない数で済むと。また、住吉小と二中は700食、谷戸小と三中についても700食と、十分に給食調理が可能であるという結果でございます。

以上から導き出した結論といたしましては、平成34年度から、谷戸小学校を田無第三中学校の親校とし、住吉小学校を田無第二中学校の親校とするものでございます。

最後に、結論に至った理由でございます。

1点目といたしましては、住吉小学校と谷戸小学校は、田無第二中学校と田無第三中学校のどちらの親校となっても、食数の観点からは給食の提供が可能であるということでございます。

2点目といたしましては、配送時間でございます。10分程度で配送することができる住吉小・二中、谷戸小・三中の組み合わせが優位であるということでございます。

3点目といたしましては、委託料の点では、どちらの組み合わせでも大きな影響はないということでございます。

最後、4点目の通学区域の観点では、三中は、住吉小、谷戸小どちらも進学する児童がないということですから、優位性に差はございません。しかしながら、二中は、谷戸小からの進学はないですけれども、住吉小からは約半数の児童が二中に進学するということから、住吉小を二中の親校とするということが若干優位だというようなことがわかりました。

以上四つの観点から選択となったものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 森本教育長職務代理者 議会の質問にあったので初めて知るのですが、本市の給食費は高いんでしょうか。どれぐらい他市と差があるんでしょうか。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 全体からすると、26市の中では若干高目です。

- 森本教育長職務代理者 そんなに差がある。1食当たりでいくと何円ぐらい違うとかっていうのはわかりますか。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 今、手元に資料はございませんが、そんなに大きな開きはないと思います。すみません、ちょっと今細かな資料が手元にないので。申し訳ありません。
- 森本教育長職務代理者 特に保護者とかの中からは何か給食費について不満とか、そういうことが出ているというようなことはありますか。
- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 そういったことはないですが、本市の給食については、議会にも説明させていただきましたが、食材等、非常に気を遣って国産のものをメインにしておりますし、作るときの手間も非常にかけておりますので、給食費に見合った給食をきちんと提供しているというふうに認識しております。
- 森本教育長職務代理者 私も、あの給食でこの給食費だと今までは安いなと思っていただけだったので、あ、そうなんだということを初めて知ったのですけれども、別に皆さんも多分それで納得はしていらっしゃるんだろうなという思いはしておりますので、わかりました。ありがとうございます。
- 木村教育長 今、給食の親校の関連の質問が出ましたけれども、そのほかについてもどうぞ御自由に御意見いただければと思います。
- 森本教育長職務代理者 部活動の件ですけれども、現行、まだ具体的に日数ですとか時間ですとかに対して市のほうから何か指導しているということはないのでしょうか。
- 福田教育部主幹兼統括指導主事 国や東京都のほうから、運動部の部活動に関するガイドラインが示されているのですけれども、本市のほうでも、それにのっとりまして、休養日の設定や、1日当たりの活動時間等を方針という形でお示ししています。各学校から保護者の方へプリントを配布して周知するなど、家庭の理解も得ながら部活動に係る取組を進めています。
- 高橋委員 同じく部活動について質問なんですけれども、部活動指導員はもう配置されていると思うんですが。
- 木村教育長 部活指導員はいつから配置の予定ですか。
- 内田教育指導課長 東京都のほうには6月の時点で申請をしております。東京都のほうでは6月末までに返事をするということで内報はいただいていたんですけれども、現状では国のほうからまだ回答がないということで、東京都からも西東京市に現状では回答がないという状況になっています。
- 木村教育長 ということは、その国からの通知が来た段階で始まるというふうに考えていいですか。
- 内田教育指導課長 東京都は、国からの通知に基づいて各区市に通知をするというように回答しております。
- 木村教育長 ということでよろしいですか。
- 高橋委員 ありがとうございます。
- 米森委員 いじめ防止の中で、アプリで「ストップ イット」というのが挙げられています。

これはかなりいいアプリなんですか。

- 内田教育指導課長 このアプリケーションは、スマートフォンを日常的に使う状況にあった場合については、スマートフォンの写真の機能ですとか、そういったものを使って、今いじめられている様子ですとか、そういう画像ですとか動画を直接送ることができるという点で、スマートフォンが日常的に使える状況の中ではかなり有効なアプリケーションだと思っています。

このアプリケーションの大きな狙いは、傍観者にならないで、いじめを見逃さない状況を作っていくということが狙いのアプリケーションになっています。

- 森本教育長職務代理者 私もよくわからないんですけども、それで相談や通報をすると何か返ってくるわけですか。
- 内田教育指導課長 それを教育委員会なり学校なりの担当者が見ることができて、いじめの現状を直接把握することができるというところで抑止に効果があるというように理解はしております。
- 米森委員 わかりました。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

- 
- 木村教育長 日程第10 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。

- 森本教育長職務代理者 先日来調査されていると思うんですけども、地域の中の危険な塀とかの進捗状況を教えていただけますか。

- 名古屋教育部主幹 私のほうからは、学校施設内にありますブロック塀について、経過を説明させていただきたいと思います。

ブロック塀につきましても、既に調査を行いまして、今危険であると思われる学校につきましても、小学校、中学校で4校ございました。内訳としましては、保谷小学校、中原小学校、東小学校、田無第三中学校の4校の中で、その部分につきましても、児童・生徒が登下校するときによく通行する部分が対象になっております。その部分につきましても早急に対応しなくてはいけないということで、財源としましては、予備費活用とさせていただいて、もう既に契約の準備も進めていまして、夏休みの期間に撤去をさせていただいて、ブロック塀を撤去した後、今回は簡易的なフェンスのもので工事をさせていただく予定としております。

ただし、中原小につきましても、12月22日に（仮称）第10中学校が工事が終わりますので、3学期はそちらに引っ越すという形になっていますので、簡易なバリケード、よく工事現場で使うような簡易バリケードでの処理になってしまうんですけども、危ない部分は撤去させていただいて実施していくということになっております。

その施設以外にも、一部、プールサイドとか、あとプールサイドのシャワーにブロック塀があるんですけども、それ以外の施設については、今後、9月の補正を視野に入れたり、どのようにするか市長部局内で検討して実施していきたいと考えております。

私のほうからは以上になります。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 私のほうからは、通学路のブロック塀等に関してでございます。

6月、教育委員会の5課によりましてまず第1弾の確認、点検等を行ってまいりました。そこで抽出したものをさらに技術的な面からも、改めて見る必要があるだろうということで、7月10日から7月20日までの期間において確認を行ったところでございます。

現在、その集計をしているところでございますので、もう少しお時間をいただければと思っております。

あと、あわせて7月末までに各小学校等にも確認のお願いをしておりますので、今後、保護者ですとか学校からも一定程度「この辺どうですか」という問い合わせもあるのではないかと思っております。その確認も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森本教育長職務代理者 通学路の例えばフェンスで危険な場所が何箇所か見つかったということですが、それについては今後どういう対応をとっていく予定でいらっしゃいますか。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 まず、私どものほうで一旦整理をいたしまして、この場所にこのようなフェンスがあるということを学校のほうには情報提供していきたいと思っております。あわせて、市のほうには建築の部門が、専門の部門もございまして、そちらのほうにも情報提供することによって、その対応のほうをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○山田委員 今回の調査というのは、ブロック塀だけに限られているのでしょうか。ほかにもいろいろ、危険工作物だとか、例えば古い木ですね、大木とか、そういったようなもの、そういうものの枝がおっこってくるだとか、そういういろいろな日常生活の中で子どもたちに危険を及ぼすようなものって結構あるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったものに対する調査等は今回は行っていないと。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 私どもで行ったのは、あくまでも今回はブロック塀ということを中心にやっておりまして、その中では、保護者の方からは、建物等でも幾つかいただいておりますけれども、基本的にはブロック塀のほうを今回は中心に確認してまいったというところでございます。

○山田委員 多分、今回のはリアクティブ、要するに物が起こったからやりましょうということでそこをやると。それはそれでいいと思うんですけれども、やはり予防原則じゃないですけれども、プロアクティブに、危険なものをなるべく取り除いていくという視点も大事だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○名古屋教育部主幹 ブロック塀の種類なんですけれども、一応、組積造と言われている、大谷石で積んでいるブロックとかれんがなどの積み上げたブロックと、コンクリートブロック塀、あと万年塀ですね、この3種類につきまして調査をさせていただきました。

○木村教育長 山田委員、よろしいですか。

○山田委員 はい。

○高橋委員 ブロック塀については、早急に御対応いただいて、ありがとうございました。予

備費というのはこういうときのためにあるのかなと思いました。

それとは別に、夏季学習支援事業についてお聞きしたいんですけども、昨年度もやってくださっていると思いますが、民間の企業に委託して前半と後半で中学生に学習支援の事業をやってくださっていて、とても素晴らしい取組だと思います。今年度も募集されていると思いますが、その状況とか開催日程などを差し支えなければ教えてください。

- 内田教育指導課長 本年度も昨年度と同様に募集をいたしました。募集をいたしましたところ、108名の方から応募がありました。実施は明日から行うんですけども、1名辞退の方がいらっしゃいまして、107名で今年度夏季の学習支援事業をスタートする予定でございます。

明日から、7月25、26、27、28、日曜日は1日空けまして、30日（月曜日）が前半となります。後半は、8月19日の日曜日から20、1日空けまして、22、23、24の5日間の合計10日間の実施となります。

会場は、昨年度と同様に、西東京市民会館となっております。

- 高橋委員 ありがとうございます。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 39 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員